

## 社会保険関連業務

### 【 給付徴収関係について 】

平成16年9月17日に開催された社会保険庁の在り方に関する有識者会議（第3回）において提示された「緊急対応プログラム」の「1. 保険料徴収の徹底」の（2）具体的方策としていくつかの事項が掲げられているが、納付率80%を達成するための具体的施策とその各々ごとの効果、（ 事項で %向上、等）をお教え願いたい。

また、その達成のスケジュールはどのようになっているのか、加えて、達成の可能性に関して、社会保険庁及び厚生労働省各々の見通し、および未達成の場合の責任の所在および責任の取り方の計画をお聞かせ願いたい。

特に、国民年金の徴収に関しては、社会保険庁の職員が実施するよりはノウハウを有する民間に具体的方策事項の全部または一部を任せたいほうが、より効果的であると考えている。掲げられた具体的方策事項に限らず、広く民間の知見を結集して、保険料徴収全般について民間に任せることが、保険料徴収の徹底ならびにコスト効率の向上に資すると考えるが、貴省の見解を伺いたい。

国民年金における徴収率の向上のためには、徴収対象者の正確な把握が必要と考える。例えば住基ネットの利用による徴収対象者の把握といった方法が考えられるが、貴省の考えを伺いたい。

保険料徴収の徹底の具体的施策、各々ごとの効果、達成のスケジュールについては、別添1のとおりである。

なお、月別行動目標を策定し、各月毎の達成状況について進捗管理することとしており、行動計画（アクションプログラム）については、必要に応じて逐次見直しを行うこととしている。

国民年金保険料は、民間企業が回収している債権と異なり、単に債権を回収すれば終わりというものではなく、継続して保険料を支払っていただく必要があることから、制度に対する理解を求めながら、極力自主的に支払っていただけるように対応しなければならないという難しさがある。

住基ネットを利用して徴収対象者（未加入者）を把握する方法としては、  
(1) 制度未加入者<sup>(1)</sup>をもれなく把握するために、適用対象年齢である20歳<sup>(2)</sup>から59歳までのすべての者<sup>(3)</sup>の情報を住基ネットから得る。

(2) (1)により得られた住民票上の個人情報と社会保険庁の有する被保険者情報（基礎年金番号付番済者）が同一人物のものかどうか判定し、基礎年金番号未付番者を特定する。

(3) 基礎年金番号未付番者のうち、他の公的年金制度への加入者を特定して除くことにより、第1号・第3号未適用者を絞り込む。

ことが考えられるが、

適用対象年齢のすべての者についての基礎年金番号と住基ネットの情報を結びつけることについては、基礎年金番号の導入に当たって、国会の場などにおいて、プライバシー保護の重要性が強く指摘された経緯等を踏まえて、慎重な対応が求められるものである。

なお、実務面においても、

(1) 住基ネットに収録された本人確認情報<sup>(4)</sup>と社会保険庁の有する被保険者情報（基礎年金番号付番済者）を突合して氏名や住所が完全一致しない場合が多いこと。

(2) 共済組合員の組合員期間など、社会保険庁が保有していない記録についての情報交換の仕組みが不十分であること。

(3) 住基ネットの利用については、1件当たり10円のコストがかかることなどについて業務面及び費用面等を勘案しつつ、検討していく必要があると考えている。

( 1 ) 約63万人（平成13年度公的年金加入状況等調査による推計）

( 2 ) 20歳到達者の把握については既に住基ネットを活用しており、これにより20歳到達者への加入勧奨を行うとともに、勧奨後も未手続きとなっている者に対して職権適用を実施している。

( 3 ) 6,966万人（平成16年5月1日現在の20～59歳推計人口、総務省統計局HPより）

( 4 ) 氏名、生年月日、性別、住所及び住所変更年月日、住民票コード（住民基本台帳法第7条及び第30条の5）

加えて、厚生年金保険における未適用事業所の適用促進のためには、国民に対する制度理解の促進も必要であるが、中小・中堅企業からの資金回収等のノウハウを有する民間事業者による徴収等実施がより効果的であると考えているが、貴省の見解を伺いたい。

厚生年金保険料の未適用事業所の適用促進については、法人登記簿の閲覧や労働保険の適用事業所に関する情報を活用して未適用事業所を把握し、加入勧奨状の送付や社会保険労務士による巡回説明、原則として5人以上の事業所について、呼出による加入指導、原則として20人以上の事業所については、戸別訪問等により加入するまで徹底的に指導を行っている。今後さらに民間委託等を行えるものがあれば、対応していきたいと考えている。

厚生年金保険料の徴収については、民間企業が回収している債権と異なり、単に債権を回収すれば終わりというのではなく、事業所が存続する限り、継続して保険料を支払っていただく必要があることから、制度に対する理解を求めながら、極力自主的に支払っていただけるように対応しなければならないという難しさがある。

厚生年金の保険料がこうした難しさを持っている中、99%を超える現年度収納率を維持できており、民間活用によって改善できる余地が限られているのではないかと。

厚生年金保険料の徴収には、強制加入ということのほかにも、サービスの受け手（被保険者）と債務者（事業主）が異なるため、サービスを差し止めることによって債権回収を促進することができないという難しさがある（例えば、水道・ガスであれば、料金の滞納があればサービスを差し止めることができるが、厚生年金の場合はそうはいかない）。このように、民間事業者が持っているノウハウは、厚生年金保険料の徴収に活用できるとは限らない。

10月4日のヒアリングにおいて、厚生年金業務に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令等はないとのご回答であるが、これは国民年金業務、政府管掌健康保険業務についても同様かどうか、給付、徴収、相談等の個別の業務についても同様かどうかについて、ご回答願いたい。

社会保険業務の全部または一部を民間に開放する場合に、法令上の手当ては必要となるか。必要であれば、具体的にいかなる部分についてどのような手当てを施す必要があるか、ご回答願いたい。

厚生年金保険業務と同様に国民年金業務及び政府管掌健康保険業務に関わる事務・事業をアウトソーシングすることを禁止等している法令等はない。

なお、給付、徴収、相談等の個別の業務についても同様である。

社会保険業務を全面に民間に開放する場合には、健康保険法等各法における「長官が行う」権限の規定の整備、歳入の徴収権限等会計法令の規定の整備、被保険者等に対する調査・立入検査等の権限付与、官公署等からの資料提供要請、罰則の適用におけるみなし公務員規定、審査請求制度の適用、行政事件訴訟法の適用、国家賠償法の適用の可否の検討を行う必要があるものとする。

10月4日のヒアリングにおいて、厚生年金業務の給付業務を民間に行わせる場合、少なくとも 専門性の確保、 国による監督、 守秘義務、 給付業務実施不能時における国による給付事務の実施といった点を担保する必要があるとのことであるが、これら以外に具体的な担保は必要かどうか、国民年金業務、政府管掌健康保険業務についても同等の担保で民間開放可能かどうかについて、ご回答願いたい。

上述の論点に加え、 ~ 以外に少なくとも「中立公正性」が求められる。

なお、給付事務を実施する主体に求められる性格については、厚生年金と、国民年金・政府管掌健康保険との間に相違はないものと考えている。

厚生年金業務の徴収業務のうち、強制徴収権の行使は「公権力の行使」に該当することであるが、「公権力の行使」であっても必要な法令等の措置を講ずることにより、民間が実施するしくみを構築することは可能であると考えます。かかる前提において、民間が徴収業務を行うことに実務上の問題点があれば具体的にご説明願いたい。国民年金業務、政府管掌健康保険業務における徴収事務について併せてご説明願いたい。

仮に「自らの判断で迅速に差し押さえを行う権限」が民間事業者に与えられることが法的には可能だったとしても、制度に対する理解を求めながら徴収努力を行う必要がある厚生年金保険料、国民年金保険料等について、「中小・中堅企業からの債権回収のノウハウを有する民間事業者」が、単に徴収という側面のみ取り出して、徴収事務を行うのみならず、強制徴収権まで与えられた場合には、例えば、強制徴収に当たっては、必要に応じて、官公署等に所得情報などについて照会を行うことがあるが、法的に根拠があったとしても、所得情報といった保護する必要が高い個人情報や民間企業に提供することには慎重にならざるを得ないのではないかと考えられ、また、強制徴収を受ける側が、自身の個人情報が民間企業に容易にアクセスされることなどについてどのように受け止めるのか、といった点が懸念される。

平成15年10月1日に社会保険・労働保険徴収事務センターを全国の社会保険事務所に構え、社会保険と労働保険の徴収一元化の体制を構築したとのことであるが、徴収一元化の状況および徴収率向上の寄与について、具体的にご説明願いたい。

社会保険と労働保険の徴収事務の一元化については、

(1) 平成15年10月から、

インターネットによる社会保険と労働保険に係る届出の一括受付や、

各社会保険事務所に社会保険・労働保険徴収事務センターを設置し、保険料算定の基礎となる賃金や保険料額の届出の受付などの事務を、

(2) また、本年4月から社会保険と労働保険のいずれも滞納している事業所について、差押えなどの滞納処分を徴収事務センターで行うこととしたところであり、

まずはその的確な実施を図ることが重要であると考えている。

また、徴収事務の一元化は、徴収事務センターで、社会保険と労働保険の徴収事務を一元的に実施することなどにより、事業主の利便性の向上と行政事務の効率化を図る観点から実施しているところであり、今後とも、更に効率化できる事務処理方法や一元化可能な事務について検討し、逐次実現を図ることとしている。

徴収に関する業務の民間委託の例として、電話による一次督促の委託を行っているが、かかる委託は全国一律に行われているのか、委託先民間事業者の選定はどのように行っているのか、また委託条件はどのように行っているのかについて、ご説明願いたい。

国民年金保険料が一時的・短期的に未納となっている方を対象として、初期段階の電話による一律の納付督促を地方社会保険事務局において民間業者へ委託しているところ。

実施方法は、本庁で委託要領や契約書の案を示し、各地方社会保険事務局において入札を行い、契約している。

委託条件として、契約で守秘義務を課した上で、万一漏洩した場合には賠償責任を求めるとともに、当該業務を行う上で必要最小限の情報以外は渡さないこととし、個人情報の保護に配慮している。

#### 【 年金相談関係について 】

年金相談業務については、窓口における対応の問題等が指摘されているが、件数・所要時間共に、現在どの程度の問い合わせがあり、それにどういった陣容で対応しているのか。利用者の満足度はどの程度か。年金相談の対応は諸外国と比べて、どうか。サービス内容・コスト・利用者の満足度の3点から欧米諸国との比較を頂戴したい。また、今後団塊の世代の受給者が近づくにつれ、その件数も増加することがみこまれる。そのような中で、どのように対応していくべきか、その具体的な方法等についてお示しいただきたい

年金相談件数は、平成15年度で2,435万件と推計している。

来訪相談における1件あたりの平均的な相談処理時間は、20分としている。

年金相談の陣容については、別添2のとおりである。

年金相談に係るコストについては、平成16年度予算で817億円である。

利用者の満足度については、平成16年7月に実施したアンケート調査によれば「対応職員の説明はわかりやすかったですか。」という問いに対して全体の6割以上がわかりやすかったと答えている。

諸外国と比較した年金相談サービスの実施体制について、当方で把握しているのは、別添3のとおりである。

団塊の世代への対応

これまで、社会保険庁においては、

混雑の著しい社会保険事務所の相談窓口を増設

社会保険事務所の分室としての年金相談センターの設置

などのハード整備を行うとともに、

インターネットを活用した年金見込額照会の24時間受付開始

58歳到達者に対して年金加入期間をお知らせし、希望する方には年金見込額を提供するサービスの開始

などの施策を進めて来たところ。

また、年金個人情報提供の充実も重要と考えており、今後、次のサービスを提供していくこととしている。

インターネットを利用した個人の年金加入記録等の提供（平成16年度実施予定）

ポイント制の導入（平成20年度実施）に先だって、全被保険者に対し、直近1年間の保険料納付状況等について通知することを検討

年金相談について、例えば徴収率向上のために未納者に対し制度の理解を促し、納付を奨励していくことも相談業務の重要な役割であると考えている。また（1）でお伺いしているように、今後相談件数の増加が見込まれる中で、その業務を俯瞰する意味においてもこれら業務を民間委託することについての貴庁の見解をお示しいただきたい。

社会保険庁が有する社会保険オンラインシステムに民間企業が直接アクセスする形での年金相談については、年金個人情報の保護の観点から慎重な検討を要するのではないかと考えているが、被保険者等が自己の年金個人情報を社会保険事務所等から容易に入手できる基盤を整備した上で、それを用いて行う相談につい

ては、民間の活用も可能と考えている。

【 業務全般関係について 】

国民年金、厚生年金、政府管掌健保の収支について、支出項目の詳細（費目ごと。できるだけ詳細に）毎の支出額をお示しいただきたい。また、収支差がマイナスの年度については、どのような経理処理を行っているのか（例えば、積立金の取り崩し等）、具体的にお示しいただきたい。

収支状況

平成15年度の厚生年金（厚生保険特別会計年金勘定）、国民年金（国民年金特別会計国民年金勘定）及び政府管掌健康保険（厚生保険特別会計健康勘定）の収支状況については、別添4のとおり。

収支差がマイナスの場合の経理処理

厚生保険特別会計年金勘定及び健康勘定並びに国民年金特別会計国民年金勘定においては、厚生保険特別会計法及び国民年金特別会計法の規定により、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足が生じたときは、同勘定の積立金（健康勘定においては事業運営安定資金）からこれを補足するものとなっている。

（参 考）

厚生保険特別会計法（昭和19年法律第10号）

第7条の2第2項

健康勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ事業運営安定資金ヨリ之ヲ補足スベシ

第8条第3項

年金勘定ノ歳計ニ不足アルトキハ当該勘定ノ積立金ヨリ之ヲ補足スベシ

国民年金特別会計法（昭和36年法律第63号）

第12条第2項

国民年金勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じたときは、政令で定めるところにより、同勘定の積立金からこれを補足するものとする。

職員に関し、国民年金、厚生年金、政府管掌健保各々について下記の項目について、全国、都道府県単位、社会保険事務所等の事業所単位でお示しいただきたい。

都道府県単位、事業所単位でお示しいただくことが時間的に困難な場合は、とりあえず、サンプル事業所についてお示しいただきたい。

常勤職員、謝金職員（非常勤）、国民年金推進員（非常勤）毎の人数、採用人数、退職人数、年齢分布をお示しいただきたい。その他にアルバイト等を採用している場合は、当該アルバイト等についてもお示しいただきたい。

（以下、常勤職員、謝金職員、国民年金推進員、アルバイト等すべて含めて「常勤職員等」という）

謝金職員、国民年金推進員、アルバイト等の採用基準、契約内容をお示しいただきたい。

従事業務（給付、相談、徴収など）毎の常勤職員等の人数をお示しいただきたい。（常勤職員等の人数をお示しいただく際は、常勤、非常勤等の区分もお示しください）

上記については、別添5のとおりである。

- ・ 地方社会保険事務局別定員数（平成16年度未定員）
- ・ 平成15年度 地方社会保険事務局別採用者数
- ・ 平成15年度 地方社会保険事務局別退職者数
- ・ 地方社会保険事務局職員の年齢別構成（16.7.1）
- ・ 地方社会保険事務局別謝金職員数（平成16年4月1日現在）
- ・ 国民年金推進員の定員（平成16年度）
- ・ 国民年金推進員の定員等と年齢分布の状況（平成15年度）
- ・ 非常勤職員の採用基準及び契約内容について
- ・ 地方社会保険事務局の業務別職員数（平成16年度）
- ・ 業務別謝金職員数（平成16年4月1日現在）

業務に関し、国民年金、厚生年金、政府管掌健保各々について、( は政府管掌健康保険を除く、 については国民年金徴収に関してのみ) 全国、都道府県単位、社会保険事務所等事業所単位で下記の項目についてお示しいただきたい。なお、費用については、他会計からの受入額を考慮して算定のうえ、お示しいただきたい。都道府県単位、事業所単位でお示しいただくことが時間的に困難な場合は、とりあえず、サンプル事業所についてお示しいただきたい。また、すべてに関しては、時系列で、過去5年の数字を頂戴したい。

常勤職員等の職員区分毎の人員費及びその他の費用(研修費等)をお示しいただきたい

納付・徴収方法にはどのようなものがあるか、またその方法毎の費用(人員費、業務委託を行っている場合は当該委託費(銀行等に支払う口座振替手数料等)、電話督促のための通信費、滞納処分に要する手続き費用等の内訳もお示しいただきたい) 収納・徴収額、件数をお示しいただきたい。

支払い方法にはどのようなものがあるか、またその方法毎の費用(人員費、業務委託を行っている場合は当該委託費(銀行毎の支払う口座振替手数料等、) 支払通知の発送に要する費用、年金に関する現況届の発送に要する費用等の内訳もお示しいただきたい。)

年金相談の相談方法(年金受給者等からのアクセス方法)はどのようなものがあるのか、また、その方法毎の費用及び件数(受給者、未受給者別にお示しいただきたい)をお示しいただきたい。

緊急対応プログラム(2004年9月17日)において約3万人に対して強制徴収するとされているが、その実施のために手当てしている予算額をお示しいただきたい。

オンラインシステムに係る経費の総額、その内訳をお示しいただきたい。

適用申請等の受付、年金・健保相談、年金・健保給付、督促(電話)、督促(訪問)、強制徴収等の各々の業務フローをお示しいただきたい。また、既に民間委託している業務については、当該委託業務にかかるマニュアルもお示しいただきたい。

について

上記については、別添6のとおりである。

- ・ 職員人件費(厚生保険特別会計)
- ・ 職員人件費(国民年金特別会計)

- ・ 謝金職員人件費（平成15年度）
- ・ 賃金職員及び国民年金推進員の人件費（平成14年度実績）
- ・ 職員の研修費用
- ・ 謝金職員の研修費用

#### について

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の徴収方法としては、

- ・ 適用事業所名義の口座から引き落としを行う方法（平成15年度口座振替実施率 政府管掌健康保険 81.3%、厚生年金保険 83.6%）
  - ・ 毎月適用事業所へ送付する納入告知書又は随時交付する納付書により、金融機関（日銀代理店）へ納付していただく方法
  - ・ 徴収職員が適用事業所へ赴き直接納付していただく方法
  - ・ 適用事業所が社会保険事務所において直接納付していただく方法
- が挙げられる。

国民年金の保険料の収納方法としては、

- ・ 被保険者等の名義の口座から引き落としを行う方法
  - ・ 年に一度まとめて被保険者へ送付する又は随時交付する納付書により金融機関（日銀代理店）又は納付受託機関若しくはコンビニエンスストアへ納付していただく方法
  - ・ インターネットバンキングにより納付していただく方法
  - ・ 社会保険事務所の収入官吏に直接納付していただく方法
- が挙げられる。

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料の収納額は、次のとおりである。

（単位：億円）

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
政府管掌健康保険	59,218	61,169	62,208	60,470	63,741
厚生年金保険	202,099	200,512	199,360	202,034	192,425

（注）政府管掌健康保険の保険料の収納額は、一般被保険者分である。

また、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の平成15年度における口座振替について取扱件数は、1,589万件でそれに係る手数料は、約1億6,686万円である。

国民年金の保険料の収納額は、次のとおりである。

(単位：億円)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
国民年金	20,025	19,678	19,538	18,958	19,627

(注)平成13年度以前の保険料収納額は、国民年金印紙売りさばき代金収納額と現金収入額の合計である。

国民年金に係る業務委託に関して、新規未納者の納付督促の実施に係る通信運搬費を平成16年度予算において2億5,478万円措置している。

また、国民年金の平成15年度における、納付方法別の取扱件数及びそれに係る手数料については、以下のとおりである。

納付方法	取扱件数	手数料
銀行等での窓口納付	5,627万件	-
銀行等での口座振替	5,012万件	52,629万円
納付受託機関窓口納付	1,519万件	16,207万円
納付受託機関口座振替	1,069万件	11,223万円
コンビニエンスストアでの納付	9万件	546万円

(注)コンビニエンスストアでの納付は、平成16年2月から実施したものである。

政府管掌健康保険、厚生年金保険及び国民年金の滞納処分等に要する費用については、把握していない。

について

政府管掌健康保険における保険給付の支払方法としては、保険診療に係る費用を診療報酬支払基金に振り込む方法があるほか、傷病手当金や出産手当金等の現金給付について、

- ・ 被保険者名義の口座に直接振り込む方法
- ・ 銀行又は郵便局へ資金を送金し、その送金した窓口において請求者に支払う方法（銀行送金、郵便局送金）
- ・ 社会保険事務所等の窓口において直接支払う方法（当地払）

がある。

国民年金及び厚生年金保険における年金給付の支払方法については、

- ・ 受給者の金融機関又は郵便局の口座に直接振り込む方法
- ・ 郵便局へ資金を送金し、その送金した窓口において受給者に支払う方法（郵便局送金）

がある。

なお、政府管掌健康保険、厚生年金保険及び国民年金の給付支払については、国庫金の支出として日本銀行又は郵便局を通じて行われるため、手数料等は支払っていない。

支払通知書及び現況届の発送に要する費用及び発送件数については、以下のとおりである。

	支払通知書		現況届	
	費用（億円）	件数（百万件）	費用（億円）	件数（百万件）
平成 11 年度	21	41	17	22
平成 12 年度	27	54	18	22
平成 13 年度	29	56	17	23
平成 14 年度	26	56	17	24
平成 15 年度	29	60	17	25

について

年金相談の相談方法、費用及び件数については別添 2 のとおり。なお、件数

について、受給者、被保険者別には把握していない。

について

緊急対応プログラムにおいて実施するとしている強制徴収に係る費用については、既定予算内において行うこととし、新たな予算措置はしていないため、強制徴収に係る費用のみの額をお示しすることはできない。

なお、収納対策全体の予算額は、139億円（平成16年度予算）である。

について

オンラインシステムに係る経費の総額及び内訳は、以下のとおりである。

（単位：億円）

	通信専用料	電子計算機等借料	庁 費	合 計
平成 11 年度	569	200	100	869
平成 12 年度	601	207	107	915
平成 13 年度	692	206	124	1,022
平成 14 年度	756	206	82	1,044
平成 15 年度	795	206	96	1,097

について

適用申請等の受付、相談、保険給付、督促、強制徴収等の各々の業務フローは別添7のとおりである。

また、国民年金においては、電話督促業務を民間に委託しているが、当該業務に係るマニュアルは別添8のとおりである。

社会保険業務について、民間委託している業務の実績とその効果について定量的にお示しいたきたい。

#### 国民年金保険料の納付に関する業務

国民年金保険料については、納付受託機関を指定し、収納事務を委託しているところであるが、平成15年度に納付受託機関が取り扱った収納件数及び社会保険庁が支払った手数料は以下のとおりである。

取扱件数	2,597 万件
手数料支払金額	27,976 万円

#### 国民年金保険料電話納付督促業務

電話納付督促については、平成15年度の実施人数が約340万人、実施件数が約500万件である。

#### 社会保険労務士による巡回説明業務

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の未適用事業所に対する適用促進にあたって、各地方社会保険事務局と各都道府県社会保険労務士会の間で委託契約を締結し、各地方社会保険事務局が把握した未適用と思われる事業所を、社会保険労務士が巡回し、適用促進の趣旨、制度の具体的な内容、申請・届出等に関する事業主の義務等を説明することにより、自発的な届出を促すものであり、平成16年度予算における巡回説明件数及び委託費は以下のとおりである。

巡回説明件数（平成16年度予算）	74,900 件
委託費の額（平成16年度予算）	152,797 千円

# 国民年金保険料収納にかかる行動計画（アクションプログラム）

## 1. 策定の背景

昨年 8 月及び本年 7 月に開催された「国民年金特別対策本部会議」において、国民年金保険料の納付率を、当面、平成 19 年度までに 80% に引き上げることが決定された。この目標達成に向けて「緊急対応プログラム」において、各地方社会保険事務局及び事務所毎に地域の特性等を踏まえた年度別行動計画（アクションプログラム）を策定することが盛り込まれたところであり、今般、その策定結果をとりまとめたものである。

## 2. 策定の基本的な考え方

各事務局、事務所が地域特性を考慮して主体的に策定したもの。

今回の行動計画の内容は、平成 19 年度までの年度別目標納付率及び平成 16 年度中の具体的な対策毎の月別行動目標で構成。

### (1) 年度別目標納付率

- ・ 平成 15 年度実績をもとに法律改正の影響を見込んだ平成 19 年度までの目標納付率。
- ・ 各事務局及び事務所は、20 歳到達者に対する職権適用がほぼ完全実施された平成 9 年度の納付実績値を平成 19 年度の目標値として策定。

### (2) 平成 16 年度中の具体的な対策毎の月別行動目標

- ・ 月別行動目標は、未納者の特性に応じて 催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収、口座振替加入などを中心とした納付督促対策と申請免除等の勧奨対策について策定。
- ・ 各月毎の達成状況を進捗管理し、必要に応じて逐次見直しを行う。
- ・ 平成 16 年度の実施結果を踏まえて、効果的な対策にシフトするなどにより、翌年度の行動計画の策定を行う。

### 3. 行動計画

#### (1) 年度別目標納付率

全 国	平成15年度 実績	平成16年度 目標	平成17年度 目標	平成18年度 目標	平成19年度 目標	(参考) 平成9年度 検認率(%)
納付対象月数(万月)	21,276	20,880	20,179	19,352	18,558	79.6
納付月数(万月)	13,492	13,716	14,020	14,423	14,847	
納付率(%)	63.4	65.7	69.5	74.5	80.0	

#### (2) 平成16年度中の主要な対策毎の行動目標

平成16年度の行動(目標)			
催告状発送件数 (万件)	電話納付督促件数 (万件)	戸別訪問督促件数 (万件)	集合徴収案内状発送 件数(万件)
4,149	635	1,312	1,726

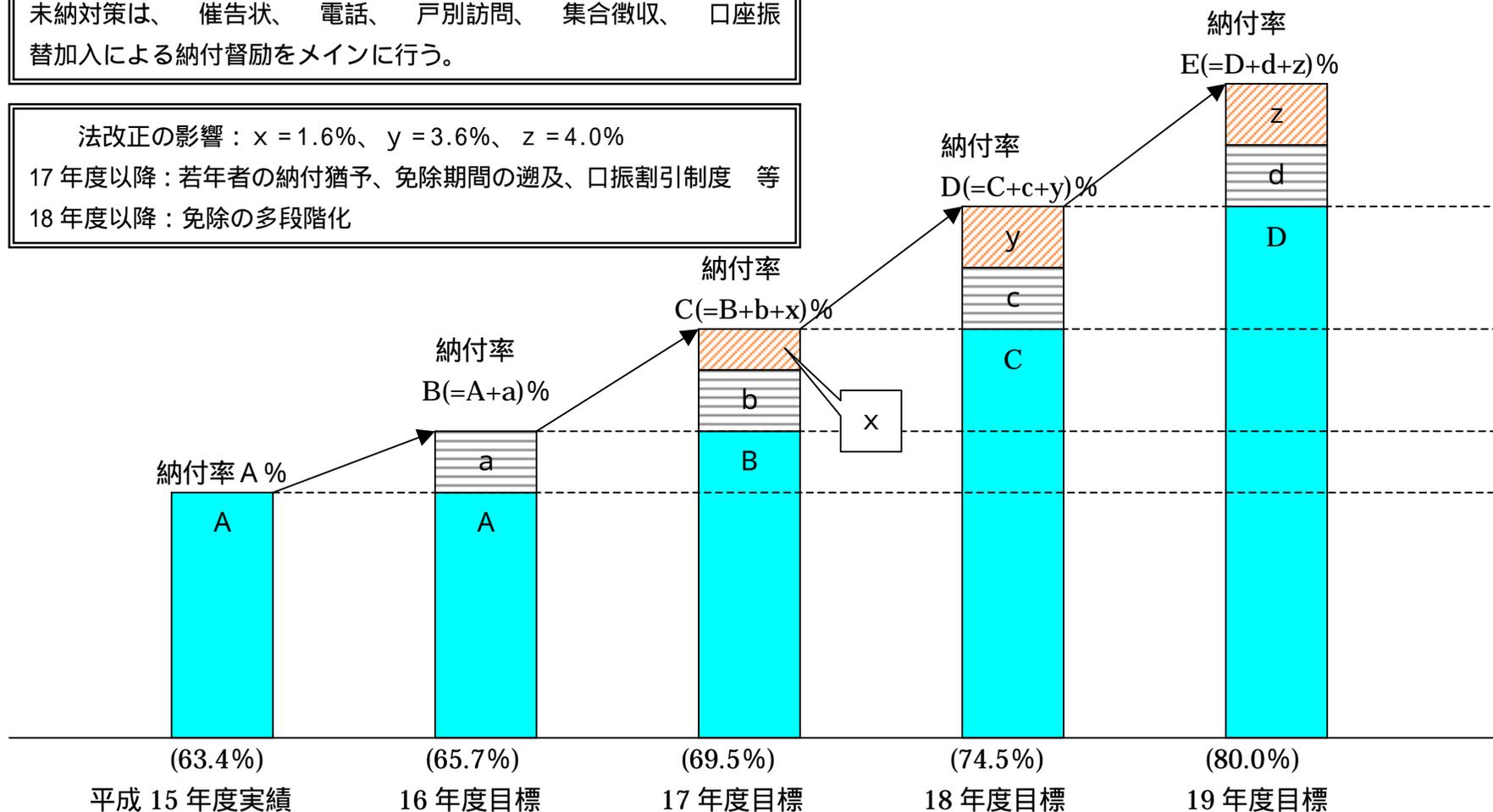
#### (参考) 法律改正事項の納付率への影響

	17年度平均	18年度平均	19年度平均
口座振替割引制度(17.4 施行)	0.3%	0.7%	0.7%
申請免除の承認期間の遡及(17.4 施行)	0.4%	0.7%	0.7%
若年者の保険料納付猶予制度(17.4 施行)	0.9%	2.5%	2.5%
全額申請免除(単身世帯)の拡大(17.7 施行)	0.1%	0.4%	0.4%
免除の多段階化(18.7 施行)	0.0%	1.0%	4.9%
合計	1.6%	5.2%	9.2%

## 年度別目標納付率の概念

未納対策： a = 2.3%、 b = 2.2%、 c = 1.4%、 d = 1.5%  
 未納対策は、 催告状、 電話、 戸別訪問、 集合徴収、 口座振替加入による納付督促をメインに行う。

法改正の影響： x = 1.6%、 y = 3.6%、 z = 4.0%  
 17年度以降：若年者の納付猶予、免除期間の遡及、口座割引制度 等  
 18年度以降：免除の多段階化



## 納付率 80%を達成するための施策ごとの効果

平成 15 年度において 63.4%であった納付率は、種々の収納対策、制度改正により平成 19 年度までに 80%に引き上げることを目標としているが、主なものは以下のとおり。

## 【制度改正事項】

口座振替割引制度（17年4月実施） 0.7%UP

- ・翌月末が納付期限の保険料を当月末に口座振替した場合に割引を適用。

申請免除の承認期間の遡及（17年4月実施） 0.7%UP

- ・申請月の前月からとなっている申請免除・学生納付特例の承認期間の始期を原則として直前の7月・4月に変更。

若年者の保険料納付猶予制度（17年4月実施） 2.5%UP

- ・低所得である若年者について、親などの世帯主の所得にかかわらず保険料納付を猶予。

全額申請免除（単身世帯）の拡大（17.7月実施） 0.4%UP

- ・単身世帯の免除基準の緩和など世帯類型の均衡を図る見直し。

免除の多段階化（18.7月実施） 4.9%UP

- ・出来るだけ保険料を納付しやすい仕組みとする観点から、現行の全額免除・半額免除に加え、3/4免除、1/4免除の段階を追加。

## 【その他事項】

各種収納対策 7.4%UP

（ 未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付  
電話による納付督促  
戸別訪問による納付督促・収納  
集合徴収窓口の拡大  
等 ）

# 年金相談の相談方法・費用・件数について

平成16年10月1日現在

## 自動応答システム

- 年金についての定型的質問にコンピュータが音声又はFAXで自動応答

年金電話番  
全国7か所

222,480件  
2.6億円

## インターネットによる照会

- 年金額簡易試算
- 年金に関する情報及び届書の入手

社会保険庁  
ホームページ

年金額試算1,492,949件  
9百万円

- 年金見込額試算照会の申し込み

142,074件  
(16年1月～9月末)  
0.3億円

被保険者、年金受給権者等



## 来訪、電話、文書による相談

- 主として受給権者からの
- 年金制度
  - 年金受給額

社会保険業務センター  
中央年金相談室

社会保険オンラインシステム

来訪相談 19,357人  
電話相談 498,238本  
(電話相談委託 0.6億円)  
文書相談 64,664通

職員 5名  
職員 9名  
オペレータ 55名  
職員 9名  
平成16年10月1日現在

## オンライン

681億円

## 来訪、電話、文書による相談

- 年金制度
- 年金の加入期間、見込額
- 各種手続き

社会保険事務所(312か所)

常設窓口  
職員 583名  
謝金 798名  
平成16年7月1日現在

来訪相談 7,325,819人  
電話相談・文書相談件数は把握していない  
社会保険相談員等 person費等 23.9億円  
年金相談コーナー整備費 33.8億円  
年金相談関係事業実施経費 12.5億円

## 来訪による相談

社会保険事務所と同じ

年金相談センター(71か所)

職員 137名  
謝金 232名  
平成16年7月1日現在

来訪相談 1,241,452人  
電話相談 216,896本  
文書相談 169通  
37.6億円

## 電話による相談

社会保険事務所と同じ

年金電話相談センター(12か所)

管理職員 36名  
(うち4名併任)  
謝金 328名  
平成16年10月1日現在

電話相談 819,448本  
(平成15年度末7か所)  
24.9億円

注書きのある場合を除き、件数は15年度、金額は16年度予算。

## 諸外国の年金給付・相談サービスの実施体制について

		日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
実施庁		社会保険庁	社会保障庁	年金サービス庁	・連邦職員保険庁(1カ所) ・州年金保険庁(23カ所) 等の年金保険者 (計27カ所)	地方の医療保険金庫等の 医療保険者	社会保険庁
実施業務		適用、徴収、給付	適用、給付	給付	適用、給付	適用、給付	適用、給付
窓口サービス	箇所数	1(社会保険業務センター) 312(社会保険事務所) 71(年金相談センター)	(注2) 1,283(地方事務所)	(注2) 29(年金センター)	(注2)(注3) 70(地方事務所)	(注2) 約100 (各県ごとの医療保険金庫)	(注2) 21(地方統括事務所) 241(地方事務所)
	窓口サービスの時間帯	8:30~17:00	地域によって異なる。 (一般的に9:00~16:00)	地域によって異なる。	(注3) 8:00~16:00 9:00~17:00(木曜)	地域によって異なる。 (パリ8区の例 8:30~12:30、 13:30~17:00)	地域によって異なる。 (一般的に9:00~15:00)
	夜間、休日の対応	対応を検討中	なし	地域によって異なる。	(注3) なし	なし	週1回夕方まで延長
電話相談	サービスの時間帯	8:30~17:00	7:00~19:00	8:00~20:00	(注3) 8:00~16:00 9:00~13:00(金曜)	8:00~18:00	8:00~20:00
	夜間、休日の対応	(注1) なし	なし	9:00~15:00(土曜) (一部のサービスのみ)	(注3) なし	(注1) なし	なし
人口		約1億2,693万人	約2億8,142万人	約5,884万人	約8,254万人	約5,852万人	約894万人

(注1) コンピュータ対応による相談は24時間対応(アメリカ、イギリス、ドイツ及びスウェーデンの状況は不明)。

(社会保険庁調べ)

(注2) 本庁における実施状況は不明。

(注3) 連邦職員保険庁(一般職員(ホワイトカラー)約2,500万人を適用する制度の保険者)についてのみ調査した結果であり、州年金保険庁(労働職員(ブルーカラー)約2,600万人を適用する制度の保険者)などについては含まれない。

## 厚生保険特別会計健康勘定の収支状況

(単位:億円)

事 項	平成 15 年 度
保 険 料 収 入	63,788
一 般 会 計 よ り 受 入	8,806
日 雇 拠 出 金 収 入	7
運 用 収 入	0
借 入 金	14,792
雑 収 入	199
( 歳 入 合 計 )	87,593
保 険 給 付 費	38,869
老 人 保 健 拠 出 金	21,579
退 職 者 給 付 拠 出 金	6,693
介 護 納 付 金	4,398
保 健 事 業 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入	1,139
事 業 運 営 安 定 資 金 へ 繰 入	0
借 入 金 償 還 金	14,792
諸 支 出 金	121
予 備 費	0
( 歳 出 合 計 )	87,591
歳 入 歳 出 差 引 残	2

(注)端数整理のため、一部合計が不一致である。

## 厚生保険特別会計年金勘定の収支状況

(単位:億円)

事 項	平成 15 年 度
保 険 料 収 入	192,425
一 般 会 計 よ り 受 入	41,045
船 員 保 険 特 別 会 計 よ り 受 入	136
国 民 年 金 特 別 会 計 よ り 受 入	13,921
解 散 厚 生 年 金 基 金 等 徴 収 金	34,965
抛 出 金 収 入	372
存 続 組 合 等 納 付 金	5,150
運 用 料 収 入	22,884
年 金 資 金 運 用 基 金 納 付 金	0
雑 収 入	123
( 歳 入 合 計 )	311,022
保 険 給 付 費	208,140
国 民 年 金 特 別 会 計 へ 繰 入	102,986
福 祉 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入	2,075
諸 支 出 金	1,201
予 備 費	0
( 歳 出 合 計 )	314,401
歳 入 歳 出 差 引 残	3,379

(注)端数整理のため、一部合計が不一致である。

# 国民年金特別会計国民年金勘定の収支状況

(単位:億円)

事 項	平成 15 年 度
保 険 料 収 入	19,627
一 般 会 計 よ り 受 入	14,963
基 礎 年 金 勘 定 よ り 受 入	21,534
運 用 収 入	1,523
年 金 資 金 運 用 基 金 納 付 金	0
雑 収 入	30
( 歳 入 合 計 )	57,677
国 民 年 金 給 付 費	22,293
基 礎 年 金 勘 定 へ 繰 入	34,853
諸 支 出 金	261
福 祉 施 設 費 等 業 務 勘 定 へ 繰 入	770
予 備 費	0
( 歳 出 合 計 )	58,177
歳 入 歳 出 差 引 残	500

(注)端数整理のため、一部合計が不一致である。

地方社会保険事務局別定員数  
(平成16年度末定員)

(単位:人)

	事務局名	事務局別定員数
1	北海道	834
2	青森	226
3	岩手	217
4	宮城	286
5	秋田	204
6	山形	212
7	福島	305
8	茨城	281
9	栃木	236
10	群馬	264
11	埼玉	402
12	千葉	351
13	東京	2,044
14	神奈川	607
15	新潟	388
16	富山	195
17	石川	187
18	福井	153
19	山梨	122
20	長野	342
21	岐阜	282
22	静岡	482
23	愛知	834
24	三重	246
25	滋賀	150
26	京都	358
27	大阪	1,248
28	兵庫	643
29	奈良	138
30	和歌山	179
31	鳥取	125
32	島根	153
33	岡山	302
34	広島	433
35	山口	273
36	徳島	147
37	香川	175
38	愛媛	249
39	高知	168
40	福岡	637
41	佐賀	146
42	長崎	247
43	熊本	255
44	大分	199
45	宮崎	181
46	鹿児島	267
47	沖縄	209
	合計	16,582

平成15年度 地方社会保険事務局別採用者数  
(単位:人)

事務局名	採用者数
北海道	34
青森	10
岩手	10
宮城	4
秋田	5
山形	7
福島	11
茨城	9
栃木	4
群馬	10
埼玉	12
千葉	7
東京	37
神奈川	13
新潟	11
富山	8
石川	6
福井	5
山梨	2
長野	11
岐阜	9
静岡	12
愛知	27
三重	6
滋賀	1
京都	6
大阪	48
兵庫	20
奈良	3
和歌山	5
鳥取	5
島根	4
岡山	11
広島	22
山口	13
徳島	8
香川	7
愛媛	8
高知	4
福岡	12
佐賀	3
長崎	6
熊本	8
大分	6
宮崎	3
鹿児島	10
沖縄	7
合 計	490

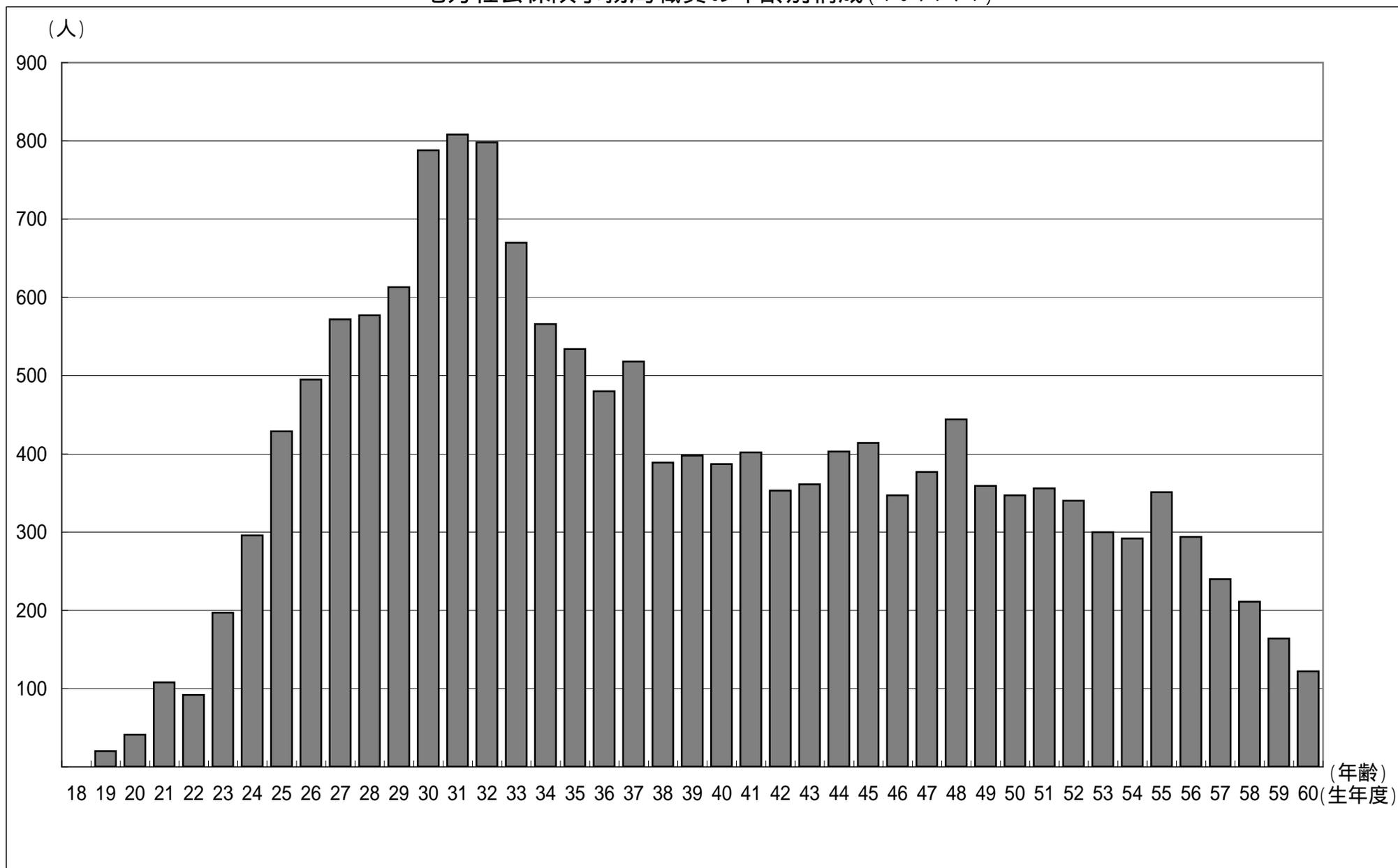
本庁採用職員数は除く。

平成15年度 地方社会保険事務局別退職者数  
(単位：人)

事務局名	退職者数
北海道	40
青森	11
岩手	11
宮城	9
秋田	11
山形	15
福島	11
茨城	7
栃木	4
群馬	10
埼玉	10
千葉	7
東京	41
神奈川	18
新潟	11
富山	11
石川	5
福井	5
山梨	6
長野	15
岐阜	7
静岡	18
愛知	12
三重	7
滋賀	6
京都	7
大阪	51
兵庫	17
奈良	4
和歌山	7
鳥取	4
島根	5
岡山	8
広島	15
山口	9
徳島	4
香川	3
愛媛	9
高知	6
福岡	17
佐賀	2
長崎	6
熊本	11
大分	6
宮崎	6
鹿児島	11
沖縄	9
合 計	525

- 1 国家公務員法第60条の規定にもとづく  
臨時的任用職員を除く
- 2 本庁採用職員数は除く。

地方社会保険事務局職員の年齢別構成(16.7.1)



## 地方社会保険事務局別謝金職員数

(平成16年4月1日現在)

	事務局名	人数
1	北海道	228
2	青森	57
3	岩手	59
4	宮城	75
5	秋田	56
6	山形	49
7	福島	74
8	茨城	67
9	栃木	57
10	群馬	67
11	埼玉	182
12	千葉	148
13	東京都	343
14	神奈川県	233
15	新潟	88
16	富山	58
17	石川	57
18	福井	55
19	山梨	44
20	長野	79
21	岐阜	74
22	静岡県	137
23	愛知県	224
24	三重	67
25	滋賀	49
26	京都	100
27	大阪	367
28	兵庫	182
29	奈良	63
30	和歌山	59
31	鳥取	35
32	島根	37
33	岡山	70
34	広島	101
35	山口	76
36	徳島	42
37	香川	45
38	愛媛	64
39	高知	63
40	福岡	184
41	佐賀	55
42	長崎	74
43	熊本	81
44	大分	62
45	宮崎	58
46	鹿児島	78
47	沖縄	91
	合 計	4,614

国民年金推進員の定員  
(平成16年度)

事務局名	定員(人)
北海道	123
青森	37
岩手	33
宮城	50
秋田	28
山形	29
福島	44
茨城	56
栃木	41
群馬	41
埼玉	110
千葉	94
東京都	260
神奈川県	137
新潟	50
富山	23
石川	26
福井	19
山梨	23
長野	48
岐阜	43
静岡県	68
愛知県	123
三重	38
滋賀	26
京都	52
大阪	178
兵庫県	98
奈良	27
和歌山	26
鳥取	18
島根	20
岡山	40
広島	58
山口	34
徳島	20
香川	21
愛媛	34
高知	24
福岡	97
佐賀	22
長崎	35
熊本	44
大分	28
宮崎	29
鹿児島	44
沖縄	47
全 国	2,566

全て徴収業務を担当する非常勤職員である。

国民年金推進員の定員等と年齢分布の状況(平成15年度)

(単位：人)

	定員	採用者数	退職者数	平成15年度末 在職者数	29歳以下	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上
北海道	91	17	14	91	0	2	12	48	29
青森	27	4	2	27	0	2	9	13	3
岩手	24	8	6	24	0	0	3	8	13
宮城	38	4	1	38	0	1	7	22	8
秋田	19	6	4	19	0	1	4	12	2
山形	21	5	3	21	1	0	1	9	10
福島	32	3	1	32	0	2	5	11	14
茨城	42	6	4	42	0	4	6	22	10
栃木	31	4	2	31	0	1	4	11	15
群馬	30	2	1	30	0	1	3	19	7
埼玉	86	11	6	86	0	3	19	38	26
千葉	74	7	4	73	0	2	9	27	35
東京	214	33	29	213	1	6	34	107	65
神奈川	111	20	17	110	0	6	16	50	38
新潟	35	5	4	35	0	1	7	18	9
富山	18	6	5	18	0	1	3	8	6
石川	19	3	1	19	0	1	11	6	1
福井	14	6	4	14	0	0	5	5	4
山梨	16	2	1	16	0	0	2	7	7
長野	33	8	6	33	0	0	2	15	16
岐阜	30	2	1	30	2	0	10	17	1
静岡	52	4	2	52	0	1	10	14	27
愛知	97	11	7	96	0	2	12	41	41
三重	27	10	9	27	0	2	4	12	9
滋賀	18	2	0	18	0	0	4	10	4
京都	41	11	8	41	0	4	3	21	13
大阪	145	29	25	145	1	6	24	75	39
兵庫	77	20	17	75	0	4	8	38	25
奈良	20	5	4	20	1	0	2	10	7
和歌山	18	6	1	18	0	0	0	15	3
鳥取	12	6	3	12	0	0	2	7	3
島根	13	6	4	13	0	0	1	6	6
岡山	29	12	13	25	0	1	8	15	1
広島	44	6	3	44	0	4	9	16	15
山口	25	5	4	25	0	1	6	10	8
徳島	14	8	7	14	0	1	7	4	2
香川	15	4	3	15	0	0	1	9	5
愛媛	24	2	1	24	0	0	9	13	2
高知	17	4	3	17	0	1	5	10	1
福岡	75	14	12	74	3	1	12	39	19
佐賀	16	5	3	16	1	1	4	5	5
長崎	24	4	2	24	0	2	5	14	3
熊本	31	5	3	31	0	0	7	18	6
大分	20	3	1	20	0	2	4	12	2
宮崎	22	6	4	22	0	0	2	15	5
鹿児島	31	7	6	30	0	0	7	13	10
沖縄	36	6	4	36	0	0	14	22	0
全国	1,948	363	265	1,936	10	67	342	937	580

## 非常勤職員の採用基準及び契約内容について

区 分	採 用 基 準	契 約 内 容
謝金職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務遂行能力を有する者を公募により採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任 期：1 会計年度以内</li> <li>・勤務日数：約 20 日</li> <li>・勤務時間：1 日 8 時間</li> <li>・給 与：日額 7,100 円～12,500 円（職務内容による）</li> <li>・賞 与：なし</li> </ul>
国民年金推進員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金制度に理解があり、かつ職務遂行能力を有する者を公募により採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任 期：6 ヶ月</li> <li>・勤務日数：1 週間あたり 30 時間、週休 2 日</li> <li>・勤務時間：1 日 8 時間以内</li> <li>・給 与：月額 155,000 円（ただし、夜間・休日の勤務時間が週の勤務時間の 2 分の 1 以下のときは 146,000 円）</li> <li>・賞 与：期末・勤勉手当の支給あり</li> </ul>
アルバイト等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募により採用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務内容：繁忙期等に臨時的かつ限定的な正規職員の補助的業務</li> <li>・給 与 等：勤務時間、日額については、各社会保険事務局・社会保険事務所において決定</li> </ul>

## 地方社会保険事務局の業務別職員数（平成16年度）

部局名	業 務 内 容	担当職員数
社会保険事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方支分部局における政管健保、厚生年金及 地国支分部局の事業の実施に関する企画立案 ひ調整業務等</li> <li>・ 社会保険事務所の指導、監督業務</li> <li>・ 不服申立審査、保険医療機関指導監査業務</li> </ul>	3,634人
社会保険事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庶務（管理）会計業務</li> <li>・ 適用業務（政管健保、厚生年金）</li> <li>・ 事業所調査業務（政管健保、厚生年金）</li> <li>・ 保険料徴収業務（政管健保、厚生年金）（注1）</li> <li>・ 政管健保給付関係業務</li> <li>・ 年金給付関係業務（厚生年金、国民年金）</li> <li>・ 国民年金適用業務</li> <li>・ 国民年金保険料徴収業務</li> <li>・ 船員保険関係業務</li> </ul>	1,357人 1,400人 1,141人 1,386人 1,119人 3,652人 1,414人 1,439人 40人
合 計		16,582人

（注1）保険料徴収業務（政管健保、厚生年金）には児童手当拠出金徴収業務を含む。

# 業 務 別 謝 金 職 員 数

(平成16年4月1日現在)

事務局名	適 用	徴 収	給 付	合 計
1 北 海 道	35	39	154	228
2 青 森	13	7	37	57
3 岩 手	15	9	35	59
4 宮 城	14	11	50	75
5 秋 田	12	6	38	56
6 山 形	15	6	28	49
7 福 島	11	11	52	74
8 茨 城	16	11	40	67
9 栃 木	10	9	38	57
10 群 馬	12	13	42	67
11 埼 玉	28	17	137	182
12 千 葉	26	15	107	148
13 東 京	93	36	214	343
14 神 奈 川	54	26	153	233
15 新 潟	16	14	58	88
16 富 山	10	12	36	58
17 石 川	13	6	38	57
18 福 井	8	12	35	55
19 山 梨	10	6	28	44
20 長 野	14	15	50	79
21 岐 阜	13	13	48	74
22 静 岡	20	25	92	137
23 愛 知	35	25	164	224
24 三 重	13	7	47	67
25 滋 賀	12	7	30	49
26 京 都	18	17	65	100
27 大 阪	61	54	252	367
28 兵 庫	28	25	129	182
29 奈 良	12	5	46	63
30 和 歌 山	10	11	38	59
31 鳥 取	7	7	21	35
32 島 根	8	6	23	37
33 岡 山	11	11	48	70
34 広 島	19	10	72	101
35 山 口	15	7	54	76
36 徳 島	7	6	29	42
37 香 川	8	5	32	45
38 愛 媛	10	6	48	64
39 高 知	12	8	43	63
40 福 岡	37	27	120	184
41 佐 賀	9	12	34	55
42 長 崎	11	16	47	74
43 熊 本	14	15	52	81
44 大 分	11	16	35	62
45 宮 崎	10	8	40	58
46 鹿 児 島	15	12	51	78
47 沖 縄	17	30	44	91
合 計	868	672	3,074	4,614

【職員人件費】

(厚生保険特別会計)

事務局名	職員人件費				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
北海道	3,791百万円	3,763百万円	3,689百万円	3,546百万円	3,368百万円
青森	830百万円	809百万円	781百万円	747百万円	704百万円
岩手	845百万円	824百万円	809百万円	780百万円	743百万円
宮城	1,109百万円	1,100百万円	1,114百万円	1,087百万円	1,068百万円
秋田	781百万円	773百万円	756百万円	724百万円	706百万円
山形	864百万円	832百万円	819百万円	793百万円	761百万円
福島	1,170百万円	1,176百万円	1,147百万円	1,099百万円	1,051百万円
茨城	894百万円	880百万円	899百万円	878百万円	850百万円
栃木	831百万円	824百万円	838百万円	826百万円	802百万円
群馬	960百万円	965百万円	973百万円	947百万円	913百万円
埼玉	1,569百万円	1,559百万円	1,579百万円	1,533百万円	1,500百万円
千葉	1,209百万円	1,206百万円	1,229百万円	1,223百万円	1,214百万円
東京	10,303百万円	10,366百万円	10,403百万円	10,216百万円	10,130百万円
神奈川	2,739百万円	2,719百万円	2,727百万円	2,666百万円	2,632百万円
新潟	1,492百万円	1,499百万円	1,496百万円	1,454百万円	1,404百万円
富山	771百万円	783百万円	789百万円	770百万円	750百万円
石川	739百万円	740百万円	734百万円	710百万円	704百万円
福井	587百万円	585百万円	576百万円	577百万円	564百万円
山梨	355百万円	372百万円	373百万円	369百万円	363百万円
長野	1,410百万円	1,407百万円	1,417百万円	1,393百万円	1,347百万円
岐阜	1,137百万円	1,131百万円	1,109百万円	1,080百万円	1,050百万円
静岡	1,987百万円	1,970百万円	1,961百万円	1,909百万円	1,877百万円
愛知	4,034百万円	4,003百万円	3,961百万円	3,869百万円	3,801百万円
三重	874百万円	880百万円	887百万円	871百万円	864百万円
滋賀	585百万円	589百万円	570百万円	551百万円	551百万円
京都	1,584百万円	1,571百万円	1,550百万円	1,524百万円	1,507百万円
大阪	6,551百万円	6,463百万円	6,410百万円	6,267百万円	6,147百万円
兵庫	2,730百万円	2,718百万円	2,699百万円	2,670百万円	2,659百万円
奈良	514百万円	516百万円	522百万円	508百万円	498百万円
和歌山	686百万円	678百万円	669百万円	644百万円	631百万円
鳥取	470百万円	466百万円	458百万円	445百万円	427百万円
島根	508百万円	506百万円	502百万円	489百万円	483百万円
岡山	1,221百万円	1,199百万円	1,205百万円	1,171百万円	1,133百万円
広島	1,974百万円	1,962百万円	1,949百万円	1,926百万円	1,866百万円
山口	1,109百万円	1,093百万円	1,102百万円	1,083百万円	1,048百万円
徳島	521百万円	521百万円	520百万円	503百万円	483百万円
香川	658百万円	655百万円	640百万円	625百万円	610百万円
愛媛	967百万円	964百万円	959百万円	930百万円	936百万円
高知	625百万円	614百万円	637百万円	617百万円	580百万円
福岡	2,710百万円	2,696百万円	2,700百万円	2,636百万円	2,574百万円
佐賀	509百万円	499百万円	509百万円	503百万円	503百万円
長崎	834百万円	833百万円	841百万円	834百万円	826百万円
熊本	901百万円	889百万円	884百万円	852百万円	835百万円
大分	752百万円	734百万円	731百万円	715百万円	691百万円
宮崎	658百万円	651百万円	625百万円	588百万円	576百万円
鹿児島	912百万円	898百万円	903百万円	874百万円	860百万円
沖縄	808百万円	800百万円	785百万円	761百万円	750百万円
地方庁合計	70,069百万円	69,678百万円	69,435百万円	67,783百万円	66,341百万円

職員人件費は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与を計上

[職員人件費]

(国民年金特別会計)

事務局名	職員人件費				
	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
北海道	1,685百万円	1,666百万円	1,625百万円	1,582百万円	1,537百万円
青森	610百万円	601百万円	578百万円	562百万円	532百万円
岩手	592百万円	576百万円	554百万円	558百万円	537百万円
宮城	672百万円	678百万円	666百万円	666百万円	658百万円
秋田	572百万円	578百万円	562百万円	537百万円	515百万円
山形	546百万円	512百万円	501百万円	499百万円	501百万円
福島	776百万円	760百万円	728百万円	723百万円	718百万円
茨城	668百万円	672百万円	671百万円	663百万円	670百万円
栃木	530百万円	551百万円	551百万円	554百万円	550百万円
群馬	573百万円	573百万円	567百万円	566百万円	555百万円
埼玉	884百万円	905百万円	914百万円	908百万円	913百万円
千葉	886百万円	895百万円	907百万円	921百万円	924百万円
東京	2,702百万円	2,697百万円	2,747百万円	2,834百万円	2,808百万円
神奈川	1,146百万円	1,135百万円	1,130百万円	1,158百万円	1,130百万円
新潟	824百万円	808百万円	812百万円	800百万円	790百万円
富山	374百万円	372百万円	385百万円	382百万円	374百万円
石川	366百万円	350百万円	357百万円	357百万円	347百万円
福井	315百万円	308百万円	310百万円	309百万円	309百万円
山梨	319百万円	313百万円	318百万円	327百万円	326百万円
長野	728百万円	731百万円	725百万円	718百万円	713百万円
岐阜	600百万円	592百万円	594百万円	592百万円	586百万円
静岡	897百万円	869百万円	879百万円	879百万円	866百万円
愛知	1,415百万円	1,390百万円	1,388百万円	1,391百万円	1,400百万円
三重	530百万円	530百万円	537百万円	528百万円	522百万円
滋賀	341百万円	335百万円	349百万円	345百万円	333百万円
京都	644百万円	637百万円	631百万円	654百万円	643百万円
大阪	1,662百万円	1,643百万円	1,654百万円	1,655百万円	1,628百万円
兵庫	1,262百万円	1,266百万円	1,270百万円	1,286百万円	1,244百万円
奈良	309百万円	300百万円	299百万円	305百万円	304百万円
和歌山	436百万円	420百万円	413百万円	392百万円	387百万円
鳥取	295百万円	291百万円	288百万円	282百万円	278百万円
島根	360百万円	366百万円	366百万円	357百万円	359百万円
岡山	677百万円	665百万円	667百万円	649百万円	644百万円
広島	827百万円	819百万円	819百万円	810百万円	781百万円
山口	531百万円	531百万円	536百万円	524百万円	496百万円
徳島	358百万円	355百万円	359百万円	353百万円	334百万円
香川	366百万円	360百万円	360百万円	355百万円	347百万円
愛媛	584百万円	585百万円	578百万円	589百万円	564百万円
高知	369百万円	376百万円	372百万円	361百万円	357百万円
福岡	1,166百万円	1,155百万円	1,160百万円	1,165百万円	1,156百万円
佐賀	348百万円	347百万円	353百万円	350百万円	338百万円
長崎	549百万円	552百万円	553百万円	546百万円	545百万円
熊本	732百万円	733百万円	713百万円	701百万円	686百万円
大分	506百万円	504百万円	508百万円	497百万円	477百万円
宮崎	457百万円	440百万円	442百万円	456百万円	441百万円
鹿児島	824百万円	839百万円	828百万円	801百万円	770百万円
沖縄	471百万円	459百万円	445百万円	438百万円	430百万円
地方庁合計	33,285百万円	33,038百万円	32,970百万円	32,888百万円	32,326百万円

職員人件費は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与を計上

# 謝金職員人件費

(平成15年度)

社会保険事務局名	人件費(百万円)
1 北海道	411
2 青森	110
3 岩手	126
4 宮城	143
5 秋田	123
6 山形	100
7 福島	149
8 茨城	126
9 栃木	111
10 群馬	118
11 埼玉	292
12 千葉	209
13 東京	628
14 神奈川	416
15 新潟	164
16 富山	94
17 石川	119
18 福井	95
19 山梨	81
20 長野	133
21 岐阜	138
22 静岡	222
23 愛知	395
24 三重	131
25 滋賀	100
26 京都	192
27 大阪	576
28 兵庫	260
29 奈良	119
30 和歌山	103
31 鳥取	71
32 島根	75
33 岡山	144
34 広島	192
35 山口	156
36 徳島	83
37 香川	92
38 愛媛	125
39 高知	121
40 福岡	350
41 佐賀	94
42 長崎	142
43 熊本	142
44 大分	97
45 宮崎	114
46 鹿児島	164
47 沖縄	133
合計	8,274

上記数字は平成15年度における謝金職員にかかる資金交付額の総合計である。

【賃金職員及び国民年金推進員の人件費（平成14年度実績）】

	厚生年金・政府管掌健康保険業務		国民年金業務			
	賃金職員		賃金職員		国民年金推進員	
	人数	支払額	人数	支払額	人数	支払額
北海道	68	124,223千円	26	46,681千円	88	187,386千円
青森	35	28,148千円	17	17,869千円	25	53,303千円
岩手	24	30,014千円	7	5,541千円	22	45,926千円
宮城	40	50,165千円	19	24,627千円	35	73,563千円
秋田	28	25,165千円	14	12,699千円	17	36,316千円
山形	16	23,353千円	4	5,099千円	19	39,651千円
福島	38	51,242千円	13	15,138千円	30	62,875千円
茨城	40	38,614千円	15	16,642千円	40	81,584千円
栃木	38	50,301千円	17	21,566千円	29	61,298千円
群馬	52	29,984千円	23	14,323千円	29	58,227千円
埼玉	51	91,803千円	57	57,570千円	81	160,510千円
千葉	55	67,790千円	30	37,911千円	70	129,266千円
東京	65	118,431千円	44	85,349千円	209	290,964千円
神奈川	62	112,304千円	37	62,446千円	107	205,897千円
新潟	84	49,973千円	43	21,957千円	34	70,620千円
富山	12	20,990千円	2	2,957千円	17	34,952千円
石川	19	24,519千円	21	28,300千円	17	36,420千円
福井	25	21,622千円	12	14,097千円	12	25,127千円
山梨	21	37,880千円	6	10,828千円	15	31,321千円
長野	22	23,938千円	8	8,219千円	31	64,737千円
岐阜	29	15,951千円	20	19,047千円	29	61,513千円
静岡	67	64,815千円	27	20,479千円	50	98,531千円
愛知	148	126,229千円	31	27,780千円	92	155,129千円
三重	30	34,798千円	10	11,260千円	26	55,288千円
滋賀	30	35,658千円	11	17,160千円	16	33,159千円
京都	58	42,870千円	16	11,251千円	38	74,918千円
大阪	416	349,462千円	195	117,658千円	141	247,176千円
兵庫	109	119,392千円	50	47,224千円	72	150,800千円
奈良	27	32,209千円	17	19,189千円	19	39,711千円
和歌山	23	24,483千円	9	8,703千円	13	35,899千円
鳥取	12	14,511千円	5	6,629千円	9	21,012千円
島根	9	16,135千円	3	5,407千円	11	23,358千円
岡山	50	44,962千円	11	11,749千円	26	56,029千円
広島	40	72,365千円	2	18,353千円	41	77,586千円
山口	27	32,099千円	6	7,080千円	24	49,515千円
徳島	32	21,736千円	15	7,409千円	13	27,628千円
香川	14	25,794千円	2	4,111千円	14	29,808千円
愛媛	11	20,549千円	8	13,997千円	23	49,139千円
高知	31	20,344千円	6	6,343千円	16	33,608千円
福岡	56	76,770千円	31	40,793千円	72	119,118千円
佐賀	16	20,012千円	8	10,088千円	14	29,755千円
長崎	11	20,209千円	8	14,109千円	22	46,934千円
熊本	40	40,046千円	22	19,240千円	29	61,956千円
大分	7	12,120千円	31	7,637千円	18	38,508千円
宮崎	17	15,941千円	7	6,286千円	20	42,989千円
鹿児島	45	54,783千円	22	22,003千円	29	61,207千円
沖縄	12	28,018千円	11	19,557千円	34	72,579千円
合計	2,158	2,402,719千円	1,000	1,030,360千円	1,838	3,542,796千円

賃金職員の人数は、支払延人数を12月で除している。また、国民年金推進員については、14年度末の人数である。

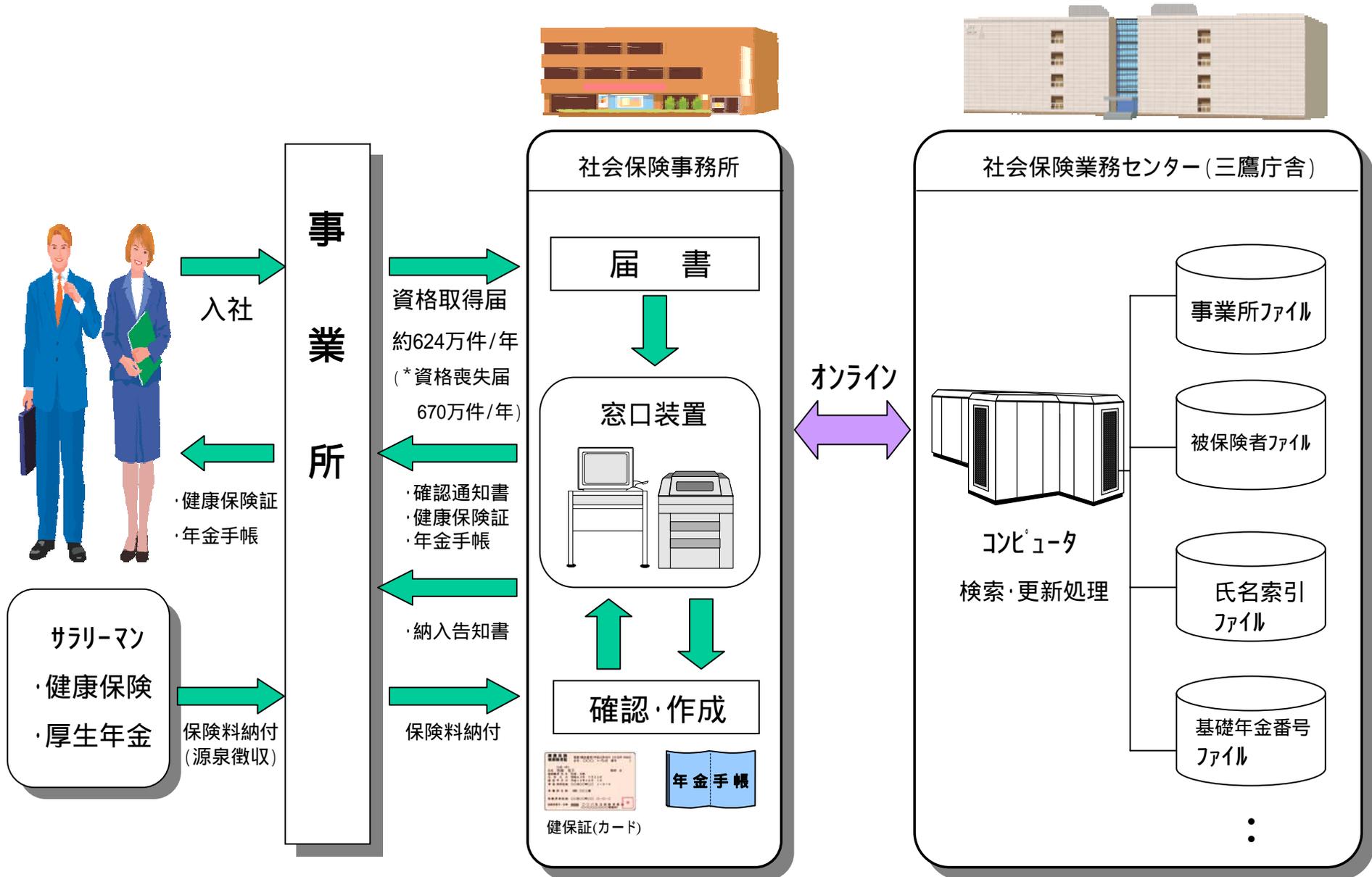
## 【職員の研修費用】

	厚生保険特別会計		国民年金特別会計	
	14年度	15年度	14年度	15年度
北海道	10,994千円	8,568千円	4,803千円	5,080千円
青森	3,006千円	2,446千円	2,617千円	1,411千円
岩手	3,915千円	2,699千円	3,194千円	2,622千円
宮城	2,112千円	2,328千円	1,473千円	1,137千円
秋田	3,966千円	3,898千円	2,605千円	3,239千円
山形	1,814千円	1,636千円	1,131千円	1,587千円
福島	5,550千円	2,509千円	3,077千円	2,101千円
茨城	1,072千円	1,219千円	857千円	1,045千円
栃木	2,107千円	1,895千円	1,189千円	1,520千円
群馬	3,879千円	1,705千円	2,249千円	1,015千円
埼玉	2,163千円	2,643千円	1,334千円	1,533千円
千葉	1,888千円	1,071千円	884千円	747千円
東京	4,343千円	4,190千円	1,818千円	1,436千円
神奈川	6,168千円	5,506千円	2,352千円	2,126千円
新潟	2,982千円	3,166千円	1,674千円	1,347千円
富山	1,943千円	1,529千円	729千円	879千円
石川	2,165千円	2,062千円	883千円	853千円
福井	1,396千円	1,338千円	1,058千円	1,102千円
山梨	843千円	458千円	343千円	551千円
長野	2,376千円	2,657千円	2,117千円	1,522千円
岐阜	3,112千円	3,048千円	1,701千円	1,561千円
静岡	3,203千円	3,004千円	1,591千円	1,422千円
愛知	6,561千円	5,576千円	2,196千円	2,748千円
三重	2,692千円	3,174千円	1,640千円	963千円
滋賀	2,230千円	1,625千円	1,128千円	1,255千円
京都	4,217千円	4,427千円	1,912千円	1,209千円
大阪	10,522千円	9,769千円	4,060千円	3,772千円
兵庫	3,925千円	1,117千円	817千円	964千円
奈良	1,724千円	1,721千円	1,178千円	1,231千円
和歌山	2,371千円	1,810千円	801千円	955千円
鳥取	1,685千円	2,110千円	979千円	1,274千円
島根	2,347千円	2,430千円	1,244千円	1,777千円
岡山	3,057千円	3,197千円	1,426千円	1,701千円
広島	4,423千円	3,777千円	2,164千円	1,382千円
山口	3,401千円	3,896千円	1,865千円	2,247千円
徳島	1,335千円	1,491千円	704千円	937千円
香川	2,496千円	2,301千円	1,147千円	1,361千円
愛媛	3,206千円	3,043千円	2,339千円	2,196千円
高知	2,272千円	2,253千円	1,317千円	1,161千円
福岡	8,809千円	7,824千円	3,346千円	3,537千円
佐賀	2,751千円	2,573千円	1,270千円	1,219千円
長崎	2,548千円	3,280千円	2,206千円	1,458千円
熊本	3,644千円	3,298千円	3,250千円	3,279千円
大分	1,672千円	2,062千円	1,651千円	1,833千円
宮崎	2,775千円	2,948千円	2,365千円	2,237千円
鹿児島	3,286千円	2,674千円	3,483千円	3,494千円
沖縄	5,583千円	4,525千円	2,843千円	3,065千円
合計	160,530千円	142,476千円	87,010千円	83,090千円

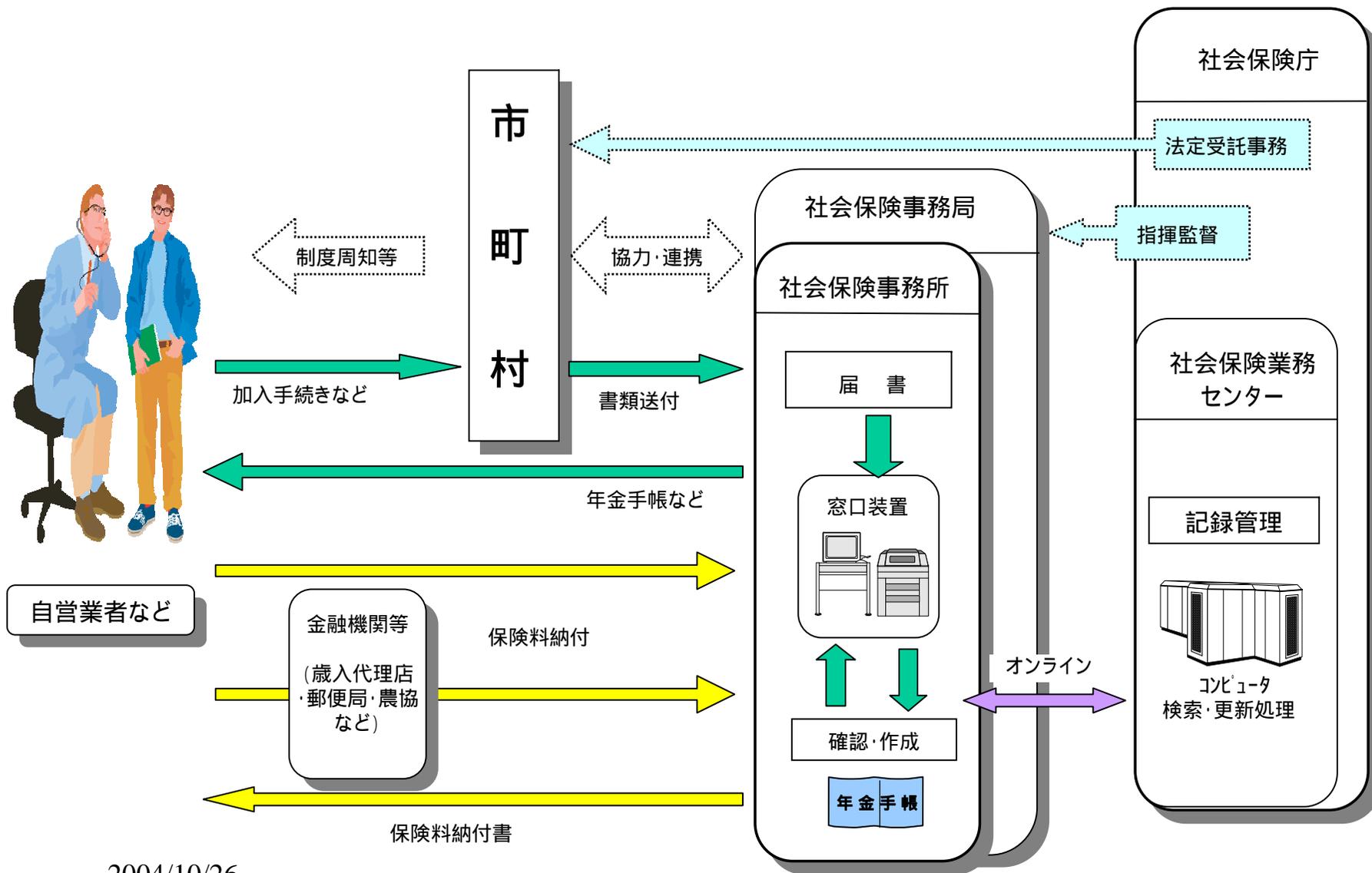
【謝金職員の研修費用】

14年度	15年度
100,744千円	157,400千円

# 健康保険・厚生年金保険の適用・徴収業務の流れ

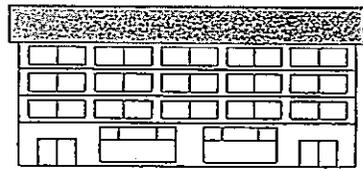


# 国民年金に関する事務(適用・徴収)の流れ



政府管掌健康保険・厚生年金保険 保険料の収納方法

【口座振替】



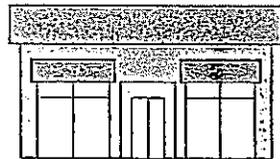
日銀  
(厚生保険特別会計)



金融機関  
(口座振替)

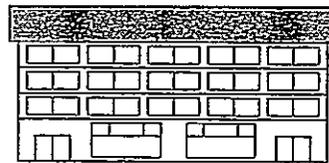


振替依頼

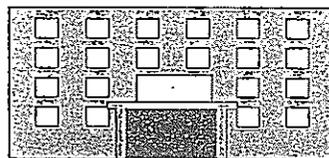


事業主

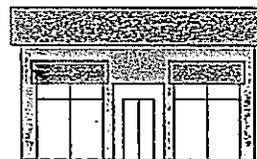
【金融機関での現金納付】



日銀  
(厚生保険特別会計)

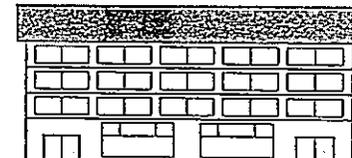


金融機関

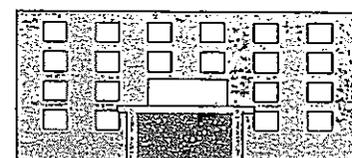
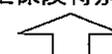


事業主

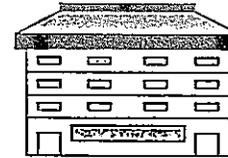
【社会保険事務所での納付】



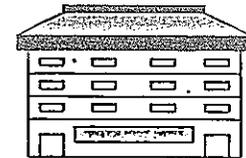
日銀  
(厚生保険特別会計)



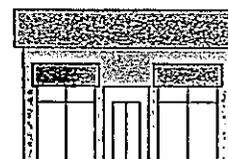
金融機関



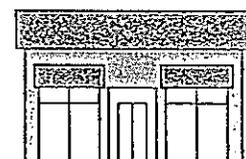
社会保険事務所  
(窓口納付)



社会保険事務所  
(出向徴収)



事業主



事業主

政管健保 81.3%

厚生年金 83.6%

(平成15年度口座振替実施率)

# 国民年金保険料の収納方法

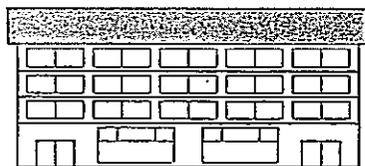
【口座振替】

【金融機関での現金納付】

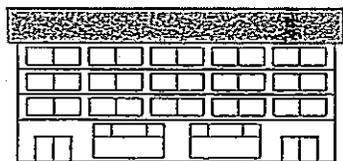
【納付受託機関での現金納付】

【社会保険事務所での納付】

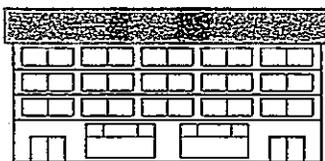
【インターネットバンキングでの納付】



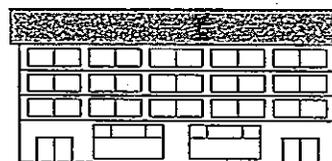
日銀  
(国民年金特別会計)



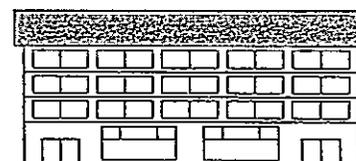
日銀  
(国民年金特別会計)



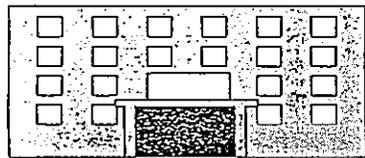
日銀  
(国民年金特別会計)



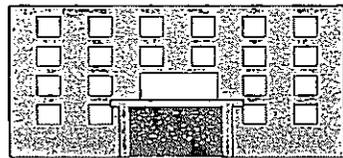
日銀  
(国民年金特別会計)



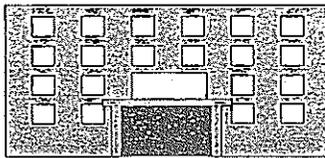
日銀  
(国民年金特別会計)



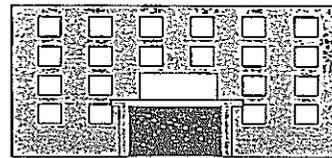
金融機関・納付受託機関  
(口座振替)



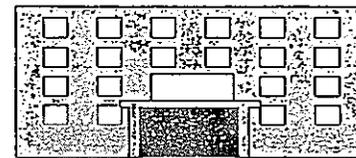
金融機関



金融機関



金融機関



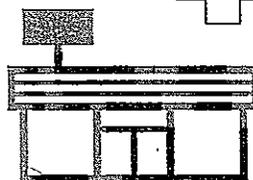
金融機関



通信サーバー

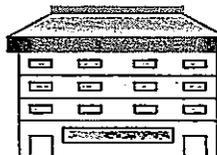
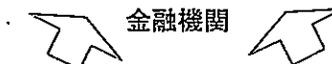


振替依頼

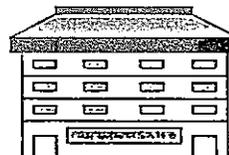


納付受託機関  
(コンビニエンスストア等)

納付委託



社会保険事務所  
(窓口納付)



社会保険事務所  
(出向徴収)



(参考)平成15年度歳入における収納処理件数

【6,081万件】

【5,627万件】

【1,519万件】

【159万件】

※16年4月実施

## 平成16年度における強制徴収の手順等

